

令和8年7月1日

建設事業 代表者 殿

沖縄県建設業関係労働時間削減推進協議会

建設業の働き方改革に関する労働時間等説明会の開催について

平素より建設業の働き方改革につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、働き方改革に向けて、改正建設業法や改正労働基準法が順次施行されているところ、令和6年4月1日からは時間外労働の上限規制が適用されています。

そこで、上限規制の適用に向けた各種支援策や働き方改革の各種取組について、各社代表者をはじめ経営担当の皆様にご紹介いたしたく、別添のとおり説明会を開催いたしますので、ぜひご参加いただきますようご案内申し上げます。

なお、多くの事業者にご参加いただくため、原則として1社2名までとさせていただきます。(※お申込受付は先着順とし、定員になり次第、締め切らせていただきます。3名以上をご希望の場合は、下記の問い合わせ先までご相談ください。)

沖縄県建設業関係労働時間削減推進協議会

構成団体（順不同）

一般社団法人 沖縄県建設業協会

沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課／技術管理課

沖縄県 土木建築部 技術・建設業課

一般社団法人 沖縄県経営者協会

沖縄県商工会連合会

那覇商工会議所

沖縄労働局 労働基準部

労働時間等説明会のお申込みに関する問い合わせ先

一般社団法人 沖縄県建設業協会 TEL：098-876-5211

沖縄労働局 労働基準部監督課 TEL：098-868-4303

建設業の働き方改革に関する労働時間等説明会

会 場	開催日時	説明内容
【中南部地区】 沖縄コンベンションセンター会議棟 A1 《収容人数 250 名》	9 月 2 日（水） 13：30～15：30	1. 時間外労働の上限規制のわかりやすい解説について 【各労働基準監督署】 労働時間相談・支援班（20 分） 2. 人材確保対策について 【沖縄労働局職業安定部】 職業安定課（15 分）
【北部地区】 北部雇用能力開発総合センター（多目的ホール） 《収容人数 120 名》	9 月 3 日（木） 13：30～15：30	3. 建設業の働き方改革の推進、適正な工期について 【沖縄総合事務局開発建設部】 建設産業・地方整備課（20 分）
【宮古地区】 建設業協会宮古支部 （宮古建設会館） 《収容人数 60 名》	9 月 16 日（水） 13：30～15：30	～休憩 10 分間～ 4. 公共工事の執行に係る最近の動向について 【沖縄総合事務局開発建設部】 技術管理課（20 分）
【八重山地区】 建設業協会八重山支部 （八重山建設会館） 《収容人数 42 名》	9 月 17 日（木） 13：30～15：30	5. 新 3 K を実現するための沖縄県の取組について 【沖縄県土木建築部】 技術・建設業課（15 分） 6. 働き方改革に向けた取組（助成金等）について 【沖縄働き方改革推進支援センター】 （20 分）

お申込み方法

貴社のご都合により参加する会場をお選びいただき、「申込用 QR コード」によりお申込みください。尚、QR コードのリンク先が開かない場合は、「労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト」HP にアクセスし、説明会を開催する労働局「沖縄」を選択し、説明会一覧から参加予定の説明会地区を確認してお申し込みください。

【申込用 QR コード】

中南部地区



北部地区



宮古地区



八重山地区



【労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト】

URL <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp>

建設業の「働き方」が変わりました！

建設業の事業主の皆様へ

2024（令和6）4月1日から時間外労働の上限規制が適用されました。

民間建設工事を発注される皆様へ

労働時間説明会アンケート結果より、民間発注工事現場は週休2日制の採用が少ないことから、働き方改革の推進のため、下記事項に配慮した適正な工期設定をお願いします。



2018年に公布された働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業についても、以下のポイントのとおり、時間外労働の上限規制等が罰則付きで適用されました。建設業も他業種と同様、働き方改革を進めることが重要であり、働く方の長時間労働を是正するため、発注事業者の経営トップ自らが認識し、本改正の円滑な施行のため社内の関係部署への周知をお願いします。

Point 1

上限規制を超える場合、それ以上は働けません

2024（令和6）年4月1日から建設業も他業種と同様、時間外労働は原則月45時間、年360時間となります。臨時的な特別な事情（36協定の特別条項）があっても、次の上限を超えるものは**禁止**となりました。〔注〕災害時の復旧・復興の事業について例外あり（裏面参照）

- ① 1年間の時間外労働 720時間以内
- ② 1か月の時間外労働と休日労働の合計 100時間未満
- ③ 複数月の時間外労働と休日労働の合計 月平均80時間以内 ※

※「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」すべてが80時間以内

- ④ 時間外労働が月45時間を超えるのは、年6回まで

【注】 上記に違反した場合には罰則が適用される場合があります。



Point 2

長時間労働のコストが増加しました

2023（令和5）年4月1日から
中小企業での月60時間超えの
時間外労働の割増賃金率が
引き上げられました

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超え
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25→50%



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ひと、くらし、みらいのために

沖縄労働局／各労働基準監督署

Point 3

経営トップが改正の趣旨・概要を理解し、関係部署に周知しましょう

Point 4

適切な工期を設定しましょう

たとえ発注者と受注者で工期を合意・契約していても、労働基準法に基づく上限規制を上回って作業を行うことはできません。（上限規制違反の工事は法律で禁止！）



Point 5

適切に契約変更（工期設定）しましょう

工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受注者とともに遅れの原因を明らかにし、その原因を特定（発注者の責めに帰すべきもの、受注者の責めにきすべきもの、不可抗力のように受発注者の責めに帰すべきことができないもの）したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行いましょう。



改正建設業法や工期に関する基準

国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対し、勧告を行うことができ、従わない場合はその旨を公表することができます。また、令和6年6月の建設業法改正により、著しく短い工期での契約締結は、新たに受注者にも禁止されます。

発注者と受注者（元請と下請、1次と2次下請等含む）において考慮すべき事項として「建設工事の工期に関する基準」が定められています。

工期に
関する基準
(R6.3. 27 改定)



リーフレット



「下請けたたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請けたたき」）は、建設業法で禁止されています。労働基準監督署では、国交省への取次も行っています。



※「注文者」には、元請負人、下請にだしている下請負人、発注者が含まれます。

公共工事発注機関などの方へ（上限規制の例外）

労働時間の上限規制について、次の例外があります。ただし、いずれの場合も、残業時間についての割増賃金の支払いが必要です。

① 災害時における復旧・復興の事業（労働基準法第139条）

※当面の間、単月100時間未満と複数月平均80時間以内の上限が適用されません。年720時間以内、月45時間超えは年6回までの上限は適用されます。

② 人命・公益の保護のため、災害がその他避けることのできない自由によって、臨時の必要がある場合（労働基準法第33条）

※ 労働基準監督署長の事前許可申請または事後の届出が必要

※ 建設事業者の申請等に当たって、発注者は、事業の公益目的や臨時の必要性などを受注者に示しましょう。

厚生労働省 HP

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務



パンフレットやQ&Aなど各種資料を掲載

この資料内容のうち、建設業法や「工期に関する基準」に関するお問い合わせは、所管行政機関の国土交通省（沖縄総合事務局開発建設部）代表 TEL：098-866-0031
労働時間制度に関するお問い合わせは沖縄労働局（監督課）TEL：098-868-4303 までお願いします。



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

沖縄労働局／各労働基準監督署